

## 利用料金表

●ユニット型個室

ユニット型 介護老人福祉施設 八女の里

併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

事業者番号 4072301288

第1段階

平成27年8月1日現在 単位:円

	基本	機能訓練 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	小 計	食 費	滞在費	日 額	送迎加算	
								片道	往復
要支援1	508	12	6	526	300	820	1,646	184	368
要支援2	631	12	6	649	300	820	1,769	184	368
要介護1	677	12	6	695	300	820	1,815	184	368
要介護2	743	12	6	761	300	820	1,881	184	368
要介護3	814	12	6	832	300	820	1,952	184	368
要介護4	880	12	6	898	300	820	2,018	184	368
要介護5	946	12	6	964	300	820	2,084	184	368

第2段階

	基本	機能訓練 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	小 計	食 費	滞在費	日 額	送迎加算	
								片道	往復
要支援1	508	12	6	526	390	820	1,736	184	368
要支援2	631	12	6	649	390	820	1,859	184	368
要介護1	677	12	6	695	390	820	1,905	184	368
要介護2	743	12	6	761	390	820	1,971	184	368
要介護3	814	12	6	832	390	820	2,042	184	368
要介護4	880	12	6	898	390	820	2,108	184	368
要介護5	946	12	6	964	390	820	2,174	184	368

第3段階

	基本	機能訓練 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	小 計	食 費	滞在費	日 額	送迎加算	
								片道	往復
要支援1	508	12	6	526	650	1310	2,486	184	368
要支援2	631	12	6	649	650	1310	2,609	184	368
要介護1	677	12	6	695	650	1310	2,655	184	368
要介護2	743	12	6	761	650	1310	2,721	184	368
要介護3	814	12	6	832	650	1310	2,792	184	368
要介護4	880	12	6	898	650	1310	2,858	184	368
要介護5	946	12	6	964	650	1310	2,924	184	368

第4段階(1割)

	基本	機能訓練 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	小 計	食 費	滞在費	日 額	送迎加算	
								片道	往復
要支援1	508	12	6	526	1,380	1970	3,876	184	368
要支援2	631	12	6	649	1,380	1970	3,999	184	368
要介護1	677	12	6	695	1,380	1970	4,045	184	368
要介護2	743	12	6	761	1,380	1970	4,111	184	368
要介護3	814	12	6	832	1,380	1970	4,182	184	368
要介護4	880	12	6	898	1,380	1970	4,248	184	368
要介護5	946	12	6	964	1,380	1970	4,314	184	368

第4段階(2割)

	基本	機能訓練 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	小 計	食 費	滞在費	日 額	送迎加算	
								片道	往復
要支援1	1016	24	12	1,052	1,380	1970	4,402	368	736
要支援2	1262	24	12	1,298	1,380	1970	4,648	368	736
要介護1	1354	24	12	1,390	1,380	1970	4,740	368	736
要介護2	1486	24	12	1,522	1,380	1970	4,872	368	736
要介護3	1628	24	12	1,664	1,380	1970	5,014	368	736
要介護4	1760	24	12	1,796	1,380	1970	5,146	368	736
要介護5	1892	24	12	1,928	1,380	1970	5,278	368	736

※別途、介護職員処遇改善加算Ⅰとしてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して5.9%の料金が加算されます。

利用者負担限度階	本人の所得内容
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方

\*「合計所得金額」とは、収入額から公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費などを差し引いた金額です。(医療費・社会保険料・扶養等の控除額を差し引く前の金額です。)

\*「課税年金収入額」とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等(国民年金・厚生年金・共済年金などで、障害年金や遺族年金は非課税のため含みません。)をいいます。